

# ISBD 統合版における電子資料に関する規定

古川 肇

## はじめに

筆者はかつて電子資料の記述をめぐって、まず *ISBD(ER)* <sup>1)</sup> を、次いで『英米目録規則 第2版 2002年版』第9章 <sup>2)</sup>をレビューした <sup>3-4)</sup>。ところが、後者は、前者に忠実に改訂された『日本目録規則 1987年版改訂2版』と対照的に、前者からあえて乖離しようとする内容であった。一方、*ISBD(ER)*の本元の IFLA 自らも、その改訂に関する勧告から成る *ISBD(ER) Revisions* <sup>5)</sup> (以下「*Revisions*」) を発表して意見を募っていた (勧告の対象は、情報源、第3エリア、第5エリア、第8エリアである <sup>6)</sup>)。その結果、筆者の二番目のレビューは *Revisions* の内容を紹介したところで稿を閉じることとなり、いわば中間報告というべき状態にとどまらざるを得なかった。筆者は図書館界がまだまだ電子資料を扱いあぐねている状態にあることを痛感させられ、将来、この模索の結果が那邊に落ち着くのか興味と不安を覚えた。その後、時日が経過し本 2011年7月に入って、従来資料種別ごとに刊行されてきた *ISBD* を一本化した *ISBD* 統合版が刊行された (以下「統合版」) <sup>7)</sup>。そこで、この機会に統合版の電子資料関係の規定を通覧し、とりわけ往年の争点がどのように解決されたのかを探ることとした (なお、既に刊行された *RDA* についても、可能ならば同様の作業を行いたいと考えている)。

小論内の順序としては、統合版における電子資料に固有の規定を章節の順に辿ってゆくが、必要に応じて資料全般に関わる一般的な内容の部分に言及する。なお、各文献の引用に当たってエリアの名称等の大文字使用法は統合版に合わせた。

## I. 「総則 (General Chapter)」

本論に入るに先立ち、統合版における個々の規定の表現形式を通観すると、それには文末に挙げたような4つの類型があると見られる (引用範囲中に例示がある場合は、その位置に原文の見出し“*Examples*”のみを残して省略した)。基本は<表現形式 例1>のように、共通規定と、「For [資料の種類名]」という見出しの下の特殊規定とを組み合わせた方式である。ほかに<同 例2>のように特殊規定だけの箇所がある。また<同 例3>中の5.2.4.3のように資料の種類名だけを項目としたり、5.2.5のように「エレメント (資料の種類名)」という見出しを立てたりした箇所がある。さらに<同 例4>中の1.1.2のように、特定資料向けの特典規定であるにもかかわらず、そのことが明記されていない箇所もある。

さて、統合版でエリア別の規定に先んじて置かれ、従来の個別 *ISBD* での“*Preliminary notes*”に当たる総則は A.1 から A.11 までの項から成るが、特に A.2 と A.4 が注目される。

## 1. 「A.2 資料の取り扱い (Treatment of resources)」

内容を察知しがたいあいまいなタイトルであるが、重要な規定を含んでいる。

### 1) 「A.2.1 書誌記述の対象 (Object of the bibliographic description)」

資料を区分する刊行形態を挙げている。単一資料 (single-part resource)、複数資料 (multipart resource)、継続資料 (continuing resource) の3種を挙げている (継続資料には刊行期間が限定されているものをも含む)。ところが、ここには大きな誤謬があると筆者は考える。multipart resourceという語は不適切である。なぜなら、付録E用語集 (Glossary) のこのmultipart resourceの定義の一部に “A multipart resource can be a multipart monographic resource or a serial” とあり (下線は筆者)、これによればこの語は逐次刊行物をも包含する用語であって、継続資料の範囲と重なってしまうからである。同じ用語集に挙げられ、以下のように定義されているmultipart monographic resourceと差し換えるべきであろう。

a monographic resource in a finite number of physically separate parts known to have been conceived or published as a unit; the separate parts may have their own titles and statements of responsibility. No single part is identifiable as being of primary importance

なお、RDAも刊行形態によって資料をカテゴライズしているが、統合版と対照的に継続資料というカテゴリーを廃止した。この相違を含めたRDAの区分との比較論は今後に譲る。

### 2) 「A.2.2 電子資料 (Electronic resources)」

この項で、リモートアクセスの電子資料はすべて公刊されたものとみなす、と規定されていて、これはISBD(ER)から変わらない。早い段階から異論があったにもかかわらず<sup>8)</sup>、変更されなかったわけである。

それはさておき、A.2.2の過半は、どのような場合に新しい版の成立とみなし、あるいはみなさないかという、ISBD(ER)ではエリア2で取り上げていたテーマを扱っている。問題の重要度に鑑みて総則に移したのであろう。知的芸術的内容に顕著な相違が生じた場合に新しい書誌レコードを作成する、という当然の規定の後に、以下のケースをも含むと規定している (丸囲み数字以外は原文のまま引用)。

① additions and deletions

② a difference in the programming language

③ changes to upgrade or improve the efficiency of the resource

④ modifications in the programming language or operating system that allow the resource to be compatible with other machines and operating systems.

逆に次の場合は、新しい版とみなさないとしている (同上)。

① a difference in the size of the physical carrier (e.g. 14 cm vs. 9 cm disk)

② differences in printer-related file formats (e.g. ASCII vs. PostScript)

③ differences in system-related formats (e.g. IBM vs. Macintosh)

④ differences relating to the character code or to blocking or recording densities.

これらをかつての ISBD(ER) エリア 2 と比べると、ISBD(ER)では新しい書誌レコードを作成する場合については同一であった反面、新しい版とみなさない場合については次のようであった (2.1.1 丸囲み数字と下線以外は原文のまま引用)。

- ① a difference in the type of physical carrier (e.g. from disk to cassette) and/or the size of the physical carrier (e.g. 14 cm to 9 cm disk)
- ② differences in printer-related file formats (e.g. ASCII vs. PostScript)
- ③ differences in system-related formats (e.g. IBM vs. Macintosh)
- ④ differences relating to the character code or to blocking or recording densities
- ⑤ differences in the output medium or display format (e.g. a remote access resource reproduced on floppy disk and optical disc)

以上の列挙から、統合版では ISBD(ER)より新しい版とみなさない範囲を狭め、*type of physical carrier, output medium, display format* の変更については、新しい版に含めたことがわかる。次に引用する箇所がこれを裏打ちしている。

#### **A.2.3 Resources issued in multiple formats**

If a resource is issued in different types of physical carriers, or in different output media, each different physical carrier or different output medium is described in a separate bibliographic record.

また、統合版で新しい版とみなす場合には、知的芸術的内容の相違と、*type of physical carrier* 等の物理的な相違とが共存することもわかる。FRBR モデルに照らせば、前者が表現形の相違であり後者が体現形の相違である。

#### 3) 「A.2.6 新しい記述を要する変化 (継続資料) (Changes requiring a new description (Continuing resources))」

ここは ISBD(CR)の規定と大同小異である。

#### 2. 「A.4 情報源 (Sources of information)」

*Revisions* における論点の一つであり、*Revisions* は、ローカルアクセスの場合は内部情報源を、リモートアクセスの場合は資料全体を主情報源に、という二分法の勧告を行った。だが、改訂の過程で二分法は姿を消し<sup>9)</sup>、統合版では電子資料は情報源に関して一律に扱われている。A.4.2.4 に電子資料固有の優先情報源 (*preferred sources of information*) として次の箇所が列挙されている。

- a) 当該資料を全体として識別し、資料自体に内在する情報源
- b) 当該資料を全体として識別し、物理的なキャリアまたはそのラベル上の情報源
- c) 出版者、製作者、または発売者によって刊行された容器
- d) 当該資料を識別する添付文書 (*documentation*) などの付随資料

また電子資料の規定の情報源は、第 0 エリアが資料自体、第 1 エリアが資料自体、容器、添付文書、ほかの付随資料、第 2・4・6 エリアが資料自体、容器、付随資料、第 5 エリアが資料全体、第 7・8 エリアがあらゆる箇所である。

## II. エリア 0

新しく設けられたエリアである。従来的一般資料表示の規定を大きく改変した内容で、その表示の位置も本タイトルの直後から記述の冒頭へ移した。具体的な位置については文末に挙げた〈一般資料表示の例〉を参照されたい（付録Aの「多段階記述」中の例示）。もとより“early warning”という目的は変わらない。content formとmedia typeの2系列のリストから用語を選んで組み合わせるという手法である。前者は内容を表現する文字や音符などの表現手段を、後者は内容に接するのに必要な機器を指し、これらを利用者に速やかに伝え、資料の識別と選択に資することを目的とする。両者を包括する名称がほしいところだが、命名されていない。小論では従来どおり一般資料表示とよぶ。またcontent formは「内容表現形式」と、media typeは「メディア種別」と訳すこととする。内容表現形式には「内容表現限定子」（content qualification）のリストがあつて細分が可能である。なお、RDAも2系列を立てている点では同一であるが、こちらはメディア種別の方を細分する点が相違する。RDAとの比較論は今後に譲る。

電子資料の関係では、内容表現形式のリスト中にdatasetとprogramが含まれている。またこれらを併記することも可能である。この点は後述を参照。

## III. エリア 1 からエリア 3 まで

### 1. エリア 1 とエリア 2

新規書誌レコード作成の是非の問題が総則に移動した結果、これらのエリアでの電子資料固有の条項は少ない。ファイル名を原則本タイトルとして採用しないこと（具体的には〈表現形式 例 4〉の1.1.2）や、version, level, release, updateなどの語が必ずしも新版である根拠とならないこと（2.1.1）などの規定があるが、これらはISBD(ER)の継承である。

なお、電子資料固有の条項ではないが、1.1.4 Choice of title proper の下の、1.1.4.1 Resources with one prescribed source of information 中の“prescribed”は、“preferred”の誤りと思われる。

### 2. エリア 3

このエリアはRevisionsにおける論点の一つであった。統合版でここに登場するものは、地図資料・楽譜・逐次刊行物のみであつて、電子資料関係の規定は一切ない。ISBD(ER)で、電子ジャーナル、プログラミング言語などの種類をDesignation of resourceとして、次いで数量的側面をExtent of resourceとして記録する（ただし後者は任意）と規定されていたことを思えば、大きな変化である。特に前者については、3階層、30種から成るリストが用意されていたのである（最上階層はElectronic data、Electronic program(s)、Electronic data and program(s)）。

このような大きな転換までに IFLA 内でどのような議論がなされたのか、筆者は調査不足で知らない。しかしながら、電子資料の種類・数量をこのエリアに記録することの不適切さは、既に我が国内で次のように指摘されていた。

本来第3エリアは当該資料種別に特有のデータを記すところである。しかし [Designation of resource] のような情報は電子資料に特有であろうか。テキストやイメージデータといったことは、資料の記録様式であろう。こういうものは電子資料に限らず、印刷物でも、あるいはアナログ映像資料等にも適用できる。

[Extent of resource] では、ファイルやプログラム等の数量を示している。これらは資料の内容的な数量を表すと思われる。つまり形態的記述エリアが資料の物的な数量と大きさを記録するのに対し、こちらのエリアは、内容的な数量を表すのであろう。しかし、(中略) 内容的な数量と物理的な数量との区別は、あらゆる資料にあてはまるのであり、電子資料特有ではない。電子資料ではこういった内容的な側面を明示する必要性が高いが、現行の ISBD ではそれらを記録する適当なエリアがないから、資料種別特有の第3エリアを用いて処理したにすぎないと思われる<sup>10)</sup>。

的確で周到な批判であり、統合版があたかもこれに同意するかのよう、第3エリアから種類・数量の規定を削除したことに異論はない。しかし、電子資料を手でできずリモートアクセスするしかない利用者のために、記述に情報を盛り込もうとする志に発したに相違ない ISBD(ER)の意図は尊重すべきであり、代替の条項がほかのエリアに存在するか否かが問題となる。この点は後述する。

## IV. エリア 4 からエリア 8 まで

### 1. エリア 4

エリアの名称に、Publication, production, distribution, etc., area と、production の語が挿入された。マルチメディア資料や電子資料にその生産過程の様々な段階に対応する複数の著作権登録年があり、ほかの種類の出版年などが存在しないときは、最新の著作権登録年を記録する (4.3.7)。また録音資料や電子資料のような資料を構成する各著作の著作権登録年は、このエリアに記録しない。注記等に記録することができる (4.3.11)。両規定とも ISBD(ER)を引き継いでいる。

### 2. エリア 5

エリアの名称が Physical description area から Material description area に改められている。それはともかく、特定資料表示に関して ISBD(ER)では付録にそのリストがあったのと異なり、用語は全く目録作成機関の裁量に委ねられた。またリモートアクセスするほかない電子資料の形態に関する事項について ISBD(ER)では記録しないことになっていたが、量 (extent) が明らかで利用者にとって重要とみなされる場合は、記録することができると規定されている (5.1.3)。さらにリモートアクセスに限らずデータが容易に利用可能ならばファイル

のサイズを丸括弧に包んで記録することができる（同上）。これらは電子資料を第3エリアで扱わなくなった欠を補おうとする規定である。

. — 1 map (5.2 MB) on 1 CD-ROM

. — 3 maps (600 kilobytes)

電子資料が複数の色彩で表示されている場合等は、色彩を意味する語を記録する（5.2.4.3）。

. — 1 CD-I : col., sd.

電子資料の大きさは容器と無関係にそれ自体に即して記録する（5.3.1.1）。

### 3. エリア 6

エリアの名称自体に前進が見られる。即ち、従来の **Series area** が **Series and multipart monographic resource area** となった。このエリアに記録される資料が、シリーズだけではないことに気付いての変更には相違ない。ただし、ここに記録されるのは、さらに継続資料の場合も単行資料の場合もあり、改善はなお不徹底である。

### 4. エリア 7

システム要件に関する注記など電子資料固有の注記が多く **ISBD(ER)** から引き継がれている（7.0.4, 7.0.5, 7.1.1.1, 7.2.1, 7.9, 7.11）一方で、デジタル地図資料に関する詳細な注記が現れた（7.3.1.3）。また第5エリアに関する注記の例示の中には、電子資料関係のものが含まれている（7.5.1）。

ところで、「7.7 内容に関連する注記（Notes relating to the contents）」には **ISBD(ER)** と比べて改善の跡が認められる。**ISBD(ER)** では、“These may include the list of contents of an item, including where desirable statements of responsibility, statements of extent, etc., notes on other inclusions, such as indexes, inserts, etc.” とあって、内容細目を他の注記から区別する意識が十分ではなかったが、統合版では「7.7.2 List of contents」と「7.7.3 Notes on other inclusions」に切り分け、前者に“The titles and other details of the works contained in a resource with a collective title (see 1.1.4.3) may be given in a note.”という規定が設けられた。**FRBR** モデルを意識した改善と言える。

### 5. エリア 8

エリアの名称自体が **Standard number (or alternative) and terms of availability area** から **Resource identifier and terms of availability area** に変更され、8.1 のタイトルも **Standard number (or alternative)** から **Resource identifier** となった。これは *Revisions* における論点の一つであった。**ISBN** や **ISSN** 以外の識別子をも記録できるようにするための改称である。例示のなかに、**ISBD(ER)** になかった次のようなものが含まれている。

. — URN:NBN:se:uu:diva-4321

. — doi:10.1000/1

. — URL: <http://purl.oclc.org/OCLC/RSPD>

## おわりに

ここまで統合版における電子資料に関する規定を通覧して来たが、改訂の内容はおおむね合理的と見ることができる。しかし、いくつか疑問も浮かぶ。それを記して稿を閉じる。

ISBD(ER)第3エリアの電子資料の種類・数量のうち、後者はエリア5に代替の規定が設けられた。しかし前者については筆者の見落としでなければ、代替の規定がないようである。dataset か program か両語の併記しかできないのでは、ISBD(ER) の前身の ISBD(CF)に戻ることになるが、これでは利用者に不親切な場合が生じはしないか。『日本目録規則 1987 版改訂 3 版』の「9.7.3.0 ㍿ (電子的内容)」に当たる注記があっても良かったのではないか (電子的内容は Designation of resource に相当)。次にリモートアクセスの資料にも形態事項を記録するのは改善と思うが、その場合は必ずリモートアクセスである旨を注記すべきではあるまいか。ところで、最も重要で厄介なのは新規書誌レコードの作成の是非に直結する版表示である。表現形の相違を反映する版と体现形の相違を反映する版を記録し分けることを考慮するなど、根本的な検討が必要であると考えられる。

### 1.1.4.3 Resources with two or more works with a collective title

When a resource contains two or more individual works and bears a collective title as well as the titles of the individual works on the prescribed source of information, the collective title is chosen as the title proper. The titles of the individual works may be given in area 7 (see 7.7.2).

#### *Examples*

#### **For older monographic resources:**

The title proper can include the titles of the individual works, or the titles of the individual works may be given in area 7, with their omission from the title proper being indicated by the mark of omission.

#### *Examples*

< 表現形式 例 1 >

### 7.2.2 Changes to the edition area

#### **For serials and multipart monographic resources:**

Changes in edition statements that occur after the issue or part used as the basis of description and do not require a new description are given in a note if they are considered important to users of the catalogue.

#### **For integrating resources:**

Earlier edition statements that are no longer present on the current iteration or that are in a different form on an earlier iteration and do not require a new description (see A.2.7.2) are given in a note if they are considered important to users of the catalogue.

< 同 例 2 >

#### 5.2.4 Presence of colour

##### 5.2.4.1 Texts with illustrations

When some or all of the illustrations are coloured, this may be noted. If only some of the illustrations are in colour, this information may be given in parentheses.

*Examples*

##### 5.2.4.2 Visual resources

(中略)

##### 5.2.4.3 Electronic resources

If a resource displays in two or more colours or is known to produce two or more colours, the abbreviation *col.*, or its equivalent in another language, is given.

*Examples*

#### 5.2.5 Reduction ratio (Microforms)

< 同 例 3 >

#### 1.1 Title proper

*Mandatory if available*

**1.1.1** The title proper is the first element of the area even when it is preceded on the preferred source of information by statements of responsibility, edition statements, series statements, publication/distribution statements, date, price or other matter that is not title proper information.

**1.1.2** A file name of an electronic resource is not treated as the title proper unless it is the only name given internally on the file and externally on the resource, its container, documentation and other accompanying material.

< 同 例 4 >

Text (visual) : unmediated + Spoken word : audio

Minnesota politics and government : a history resource unit / Educational Services Division, Minnesota Historical Society. — [St. Paul : Minnesota Historical Society, 1976]. — 2 cases in 1 ; 34 cm

People serving people / Judy A. Poseley. — 30 p. : ill. ; 28 cm

Voices of Minnesota politicians. — 1 sound disc : 33 1/3 rpm, mono ; 30 cm

< 一般資料表示の例 >

注 (アクセス日 : 2011/9/30)

1) *ISBD(ER) : International Standard Bibliographic Description for Electronic Resources* / recommended by the ISBD(CF) Review Group. 1997. x, 109 p. <<http://archive.ifla.org/VII/s13/pubs/isbd.htm#1>>

2) *Anglo-American cataloguing rules* / prepared under the direction of the Joint Steering Committee for Revision of AACR, a committee of the American Library Association ... [et al.]. 2nd ed., 2002 revision. 2004. 1 v.



(loose-leaf)

- 3) 古川肇「ISBD(ER)への案内」『整理技術研究』41:45-49 (1999.7) この本文冒頭近くで、ISBD(CF)の出版年を1995年としたのは1990年の誤り。
- 4) 古川肇「『英米目録規則 第2版 2002年版』の二つの章」『整理技術研究』47: 15-18 (2003.2)
- 5) IFLA. ISBD Review Group. *ISBD(ER) Revisions: Proposals initiated by the IFLA Section on Cataloguing*  
ISBD Review Group <<http://archive.ifla.org/VII/s13/pubs/isbder-1102.htm>> (“Latest Revision: January 28, 2003”)
- 6) 前掲 4) p.17
- 7) *ISBD : International Standard Bibliographic Description / recommended by the ISBD Review Group ; approved by the Standing Committee of the IFLA Cataloguing Section. Consolidated ed. 2011. xvii,284p.*
- 8) Huthwaite, Ann, “AACR2 and its Place in the Digital World: Near-Term Solutions and Long-Term Direction,” *Proceedings of the Bicentennial Conference on Bibliographic Control for the New Millennium*. 2001. p.228.
- 9) World-Wide Review of "ISBD(ER): International Standard Bibliographic Description" 2004 revision. 2004.  
<<http://archive.ifla.org/VII/s13/guide/isbder04.htm>>
- 10) 吉田暁史、田窪直規、堀池博巳「記述対象と書誌記述－最近における国際的な目録研究および規則改訂動向をふまえて－」『図書館界』54(2):110-111 (2002.7)

(ふるかわ はじめ 近畿大学)

(2011年9月30日受理)